大阪市告示第1189号

次の施設について、大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)第9条第2項の 規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条 第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年月	日	供用時間
南港中央野球場	令和7年9月1日	(月)	午前9時から
			午後5時まで
	令和7年9月16日	(火)	午前9時から
	令和7年9月22日	(月)	午後7時まで
	令和7年9月29日	(月)	午前7時から
			午後7時まで
南港中央庭球場	令和7年9月1日	(月)	午前9時から
			午後5時まで
	令和7年9月16日	(火)	午前9時から
	令和7年9月22日	(月)	午後7時まで
	令和7年9月29日	(月)	午前7時から
			午後7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和7年9月27日(土)から	午前7時から
	同月28日 (日) まで	午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)